

議案第16号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

養父市福祉医療費等助成条例（平成16年養父市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「公的年金」を「公的年金等」に改め、「同条第4項中」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中」に改める。

第4条第1項第2号中「同法附則第5条の4の2第6項」を「同法附則第5条の4の2第5項」に、「第4の項」を「第4項」に改め、同条第4項中「前項各号」を「第1項各号」に改める。

第5条中「前条」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第18号の改正規定は、令和2年1月1日から、第4条第1項第2号の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

議案第16号 養父市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（養父市税条例（平成16年養父市条例第60号）で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する</p>

現 行	改 正 案
<p>総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する<u>公的年金</u>の支給を受けるものについては、<u>同条第4項中</u>「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、<u>同法附則第5条の4の2第6項</u>及び同法附則第7条の2第4の項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5,000円以上であるとき。ただし、支給制限に該当する世帯のうち、当該世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者がいる場合にあつては、その者の福祉医療費等は、助成の対象とする。</p>	<p>総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する<u>公的年金等</u>の支給を受けるものについては、<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項中</u>「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(19) (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重度障害者については、重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、<u>同法附則第5条の4の2第5項</u>及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5,000円以上であるとき。ただし、支給制限に該当する世帯のうち、当該世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者がいる場合にあつては、その者の福祉医療費等は、助成の対象とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>前項各号</u>の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、福祉医療費の助成の対象とすることができるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 <u>前条</u>に規定する福祉医療費等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費等の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>第1項各号</u>の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、福祉医療費の助成の対象とすることができるものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第5条 <u>第3条</u>に規定する福祉医療費等の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費等の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。</p>